

## 第8回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第8回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和元年7月5日（金） 午前10時00分から正午まで	
場所	利根町役場 4-A会議室	
出席者	委員	坂野委員長，加藤委員，蓮沼委員，市川委員，猪鹿月委員，船川委員，飯塚委員，加川委員，鈴木（弘）委員，吉岡委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員，鈴木（亜）委員
	事務局	企画課 川上課長、藤波課長補佐，鈴木係長，高野主査，栗原主任
欠席委員	手塚副委員長，新井委員，	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 町民の権利，役割・責務について</li> <li>3 情報共有について</li> <li>4 個人情報の保護について</li> <li>5 次回の開催日について</li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>	
配付資料名	<p>第8回利根町自治基本条例検討委員会 次第</p> <p>資料1 （仮称）利根町自治基本条例 町民の権利，町民の役割と責務（素案）</p> <p>資料2 利根町における広報・広聴の仕組み</p> <p>資料3 利根町情報公開条例</p> <p>資料4 自治基本条例／情報公開条例 他市町村比較表</p> <p>資料5 利根町個人情報保護条例</p> <p>資料6 自治基本条例／個人情報保護条例 他市町村比較表</p>	
議事内容	次ページ以降の通り	

## 議 事

### 1 開会

(事務局が資料確認)

### 2 町民の権利、役割・責務について

委員長： 前回出された意見を基に、事務局で条文の文言をまとめていただいた。まずは、これについて事務局より説明をお願いしたい。

(事務局より「資料1：(仮称)利根町自治基本条例 町民の権利、町民の役割と責務(素案)」に基づき、それぞれの条文案について説明)

委員： 町民の権利の第1項について、確たる根拠はないのだが、非常に違和感を覚えた。幸福追求権については憲法13条にも規定されているが、憲法では「公共の福祉に反しない限り」ということで、無制限に権利を認めているのではない。資料1では「保障」と入っているが、これだけでは、幸福を追求する権利がすべて保障されてしまうので、例えば「最大限尊重されます」など、例外もあるということを入れる必要もあるのではないか。幸福追求権自体は重要であると考えているが、「保障されます」というのは言い過ぎなのではと思う。また、役割と責務の第3項について、一般論として自分の行動したこと、発言したことに責任を持つということは当然だと思う。なので、ここを例えば「町民は、次の世代のことを考えて発言し、また、行動していかなければなりません」といった表現の方がいいのではないかと思う。

委員長： 憲法13条については、前回、加藤委員より提案があったものであるが、これについて加藤委員の意見を伺いたい。

加藤： 確かに憲法13条に規定される幸福を追求する権利は、何でも認められるというものではない。今の話は権利についてのことであるが、資料1を見ると、責務という形で、「発言と行動に責任を持ちます」と規定されている。権利が認められる以上は責務が発生するというところで、しっかりと規定されており、私は問題ないと思う。

委員長： 幸福追求権を保障するが、責務として発言と行動に責任を持つことが規定されているので、問題ないとの意見である。次に、法規担当の飯塚委員の意見を伺いたい。

飯塚： 幸福追求権については、自治基本条例に規定する内容としては、大きすぎるように感じられる。この権利を担保する内容が、責務の方に規定されているかという点、少し分かりづらいかなど。幸福追求権については、自治基本条例には規定せず、憲法に任せるという選択肢もあるように感じた。

加藤： 確かに内容として大きい、広い意味を持つことは間違いないと思う。

委員長： 憲法13条に規定されている幸福追求権は、非常に抽象的な権利である。そういう意味で、飯塚委員のおっしゃるような内容としては大きすぎるのではないかということである。加藤委員が前回から言いたかったことというのは、自治基本条例の一つの趣旨として、大きな枠組みとして、幸福追求権を規定するのがいいのではということだと思う。それに対して飯塚委員は、内容が大きすぎるのではという意見である。また、別の委員からは、「保障されます」というのは言い過ぎではないか、「最大限尊重する」という意味合いの方がいいのではないかとの意見が出されている。

町民の権利について整理すると、問題となっているのは二点である。一つが、幸福追求権というのは、自治基本条例に規定する内容としては大きすぎるのではという点。もう一つが、「保障されます」という表現が、言い過ぎなのではないかという点である。

町民の役割と責務については、第3項の表現について、変えた方がよいのではないかとの意見があった。この表現について、文言や文章として問題はあるのかどうか、法規担当の飯塚委員はどうお考えか。

飯塚： この条全体を考えると、内容は別として、文章のつくりとしては問題ないと思う。

委員： 私も専門家ではないので、問題ないと言われれば、そうなのかもしれない。しかし、読む側が理解しやすい文章にした方がいいとは思う。「次の世代」という部分に主眼を置き、次の世代のことを考えて発言し、行動していくべきという方がいいと思った。また、第2項で「努めます」とあるが、努めるというのは非常に抽象的な表現だと思うので、「進める」等の具体的な表現の方がいいと思う。

委員： 「次の世代」という話が出たが、当然、現在のことも考えなければならないので、「次の世代」に限定せず、現在のことも含め、将来に向けて、発言と行動に責任を持つということがいいのではと思う。「自らの～持ちます。」の部分は、これでいいと思う。

委員： 「次の世代」という必要はないと思うが、自らの発言と行動に責任を持つのは当たり前であるし、幸福を追求する権利が保障されるけども、無制限に保障されるということではないというのも、当たり前のことだと私は思ってしまうので、特に疑問は抱くことはなかった。

委員： 私も「次の世代のことを考え」の部分は削除しても構わないと思う。「自らの～持ちます。」の部分については、当たり前のことではあるが、それを認識していない人も多いので、条文として規定されていてもいいと思う。

委員： 私は、特に違和感は覚えなかった。

委員： 「次の世代のことを考え」は必要ないと思う。現在を考え、責任を持って行動すれば、将来も大丈夫だろうと思う。

委員： 私はこの文章を読んで、特に疑問に思うこともなかったが、加藤委員の話を聞いて、権利の方で「保障されます」という重い言葉を入れるのであれば、責務として「責任を持ちます」というような表現を入れるのは、当然なのだろうと納得した。

委員： 委員長の言われた、大枠として定めることを考えるのならば、「次の世代のことを考え」という部分は必要ないと思う。また、役割と責務の方の文章は、語尾はそろってはいるが、前後の文章を見ると、統一感がないように感じた。

委員： この文章を読んで、特に疑問に思うこともなく、「次の世代」というのも違和感なく受け止めていたが、話を聞いていると、権利の方の「保障されます」というのは、少し言い過ぎな気もした。しかし、全体的に見て、何か特に問題があるようには感じない。

委員： 町民全体に対しての文章、言葉であれば「保障されます」というのも当然かなと思った。しかし、責務の第3項の「自らの」という言葉は、町民全体に対しての話から、急に個人のことになっているように感じられ、少し引っ掛かった。「次の世代を考え」はいいと思う。

委員： 私は、「次の世代のことを考え」という部分は、抜いた方がいいと思う。自らの発言と行動に責任を持つというのは、先ほど意見があったように個人のことだと思うが、それというのは、日常生活から将来にわたって広いことだと思う。しかし、町民が本当に考えなければならないのは、「まちづくり」のことだと思う。龍ヶ崎市の例では、「まちづくりに参加するに当たり」「未来に配慮する」となっており、次の世代のことはしっかりと考えていかなければならないので、「まちづくり」の上でそれに取り組むというのがいいと思う。広い意味で責任を持つということを見ると、「まちづくり」の部分に重きを置くべきかなという印象を持った。

委員長： ここで事務局に一点、伺いたいのだが、先ほど役割と責務の文章について、ニュアンスの違い、文章としての統一感について意見が出されたが、この文章の趣旨等はどのようなものであるのか。

事務局： 内容については、龍ヶ崎市の条文を参考に作成した。先ほどの委員からの意見は、語尾と、その前の文脈についての話だったかと思う。まず、第1項について、第2項とそろえるのであれば、「自主的にまちづくりへの参加に努めます」とするところであるが、「自主的」と「努めます」では意味が重複する部分があるので、「参加します」という意思表示、宣言という形にしている。第3項については、責任を持つのは当たり前であるとの意見もあったが、当たり前のことであるので、「努めます」という努力義務ではなく、「持ちます」と言い切る形にしている。

委員： 参加することや努めること、責任を持つことというのが、一般的な「責務」なのだろうか。

委員長： それは「責務」という言葉をどう考えるのかということである。ここでは本来、「義務」といいたいところなのだが、「義務」は一般の町民の方に対しては、強い表現であるので、「役割と責務」と言い換えている。「義務」という言葉に代えて「責務」という言葉を使っている。また、第2項にある「努めます」というのは、努力義務であり、強制することはできないという考え方である。

加藤： 「義務」という言葉は、自治基本条例で使う言葉としては適切ではないということで、「責務」という言葉が使われている。

委員： 「次の世代のことを考え」を第1項の中に持ってくるのはどうだろうか。第1項では、まちづくりにより次世代につながっていくことを示し、第3項で個人的にどう努めていくのかということが書かれればいいのかと思う。

委員： 私は、第1項よりも第2項に入れた方がいいと思う。第1項は自分自身が主体であり、自分自身が自主的にまちづくりに参加する姿勢的な印象がある。第2項は、町民が互いに協力してまちづくりを進めていく上で、やはり、次の世代のことも視野に入れながら、今やるべきことに協力して取り組んでいく、そういった選択肢もあるのではと思う。

委員： 権利の方の「保障されます」という文言について、龍ヶ崎市のように「有します」という表現の方が、印象としても柔らかいのでいいと思う。役割と責務の「次の世代」の部分についてだが、龍ヶ崎市の例では、「自らの発言と行動に責任を持つ」の文章の後に、項を変えて、未来志向でまちづくりを考えていくということが書かれており、利根町の文章とは思いが少し違うように思えた。まとめて書くのであれば、「次の世代のことを考え」は取った方がいいと思う。ただ、未来を考えることも大事だなという思いもある。

委員長： この部分については、龍ヶ崎市でも議論になったところである。「まちづくり」とあるが、一般的には、行政の考える「まちづくり」と、住民が考える「まちづくり」は、大きく異なるといわれる。行政の考える「まちづくり」とは、道路等の土木中心の「まちづくり」が多かった印象がある。対して、住民の考える「まちづくり」とは、町を作っていくという広いイメージで捉えられることが多い。こういった違いから、龍ヶ崎市では、項を分けて、「まちづくりを考えていく」ということが規定されている。では、利根町の行政としては、「まちづくり」をどのように考えているのか、お答えいただきたい。

飯塚： 委員長の言われた土木中心の「まちづくり」というのは、都市計画上の「まちづくり」になると思う。企画課で考える「まちづくり」というのは、もう少しソフト面も考えた「まちづくり」ということになってくると思う。

委員長： ここまで、委員の方々より様々な意見を伺ったが、これより先の議論については、実際の条文案がないと難しいところもあると思う。そこで、この「町民

の権利」，「町民の役割と責務」については，もう一度事務局に文言を精査していただき，それを基に，次回，議論を行いたいと思う。

(一同了承)

### 3 情報共有について

委員長： 前回の議論の中で，委員の方から町の広報，広聴に関する意見や質問等があった。そこで，具体的な議論に入る前にまずは，事務局より利根町の広報，広聴について，どのようなことが行われているのか説明をお願いしたい。

(事務局より「資料2：利根町における広報・広聴の仕組み」に基づき説明)

委員長： 次に，利根町の情報公開制度について，事務局より説明をお願いしたい。

(事務局より「資料3：利根町情報公開条例」に基づき，利根町の情報公開条例の概要について説明)

委員長： 今回は，「情報共有」について議論していきたいのであるが，この「情報共有」については，「情報共有」という言葉だけで「情報公開」も含める場合，「情報公開」又は「情報提供」と「情報共有」を分けて規定する場合とがある。資料4の中でいえば，龍ヶ崎市は前者，余市町は後者の例だといえる。これについて，委員の方々の共通認識を取りたいと思う。では，まずは，学識者の加藤委員，次に行政職員の飯塚委員の意見を伺いたい。

加藤： 「情報共有」という言葉一つでいいと思う。公開というのは，行政の情報を出すという意味合いであるが，共有というと，行政側が情報を出すのはもちろん，いかに行政と町民が同じ情報を知ることか，共有することということになるので，公開は共有に含まれると思う。なので，言葉としては「情報共有」だけでいいと思う。

飯塚： 私も「情報公開」は「情報共有」に含まれると考える。共有というと，当然，町からの提供もあるし，町民からの請求を受けての公開も含まれてくると思う。また，一般の方が捉える言葉としては，共有の方が非常に理解しやすいのではないと思う。

委員長： なぜ，加藤委員と飯塚委員の意見を伺ったのかということ，学識者の考えと行政の実務とでは，考え方に差が出ることが多いからである。ただ，今回は両者共，「情報共有」でいいとの意見であった。これについて，質問又は異論等があるという方はいるか。

(特になし)

委員長： では，具体的な条文の内容に入っていきたいと思う。まずは，事務局より他

の自治基本条例の条文について、説明をお願いしたい。

(事務局より「資料4：自治基本条例／情報公開条例 他市町村比較表」に基づき、説明)

委員長： ここで、自治基本条例と他の条例の関係について説明させていただきたい。まず、日本の法体系というのは、一番上、すなわち最高法規として「憲法」が置かれている。そして、憲法に基づき「法律」が作られ、その法律に基づいて「政省令」が作られ、さらに、それを実施する「規則」というものがある。上から順番に、「憲法—法律—政省令—規則」というのが一般的な法体系ということになる。自治基本条例というのは、他の条例と同じ「条例」ではあるが、「自治体の憲法」ともいわれるものであり、通常の法体系でいうところの憲法と同じ位置に置かれるものである。これは以前、加藤委員より「最高法規性」ということで話があった内容であるが、憲法に代わるのが自治基本条例であるということで、「自治体の憲法」といわれるのである。そして、自治基本条例の次、法体系でいうところの法律の位置に、利根町の場合は「条例」が置かれることになる。情報公開条例も、そこに置かれる。なので、それらの条例は、自治基本条例の考え方、趣旨に反することはできないというように整理される。

次に、それを踏まえて、条文の内容について考えていきたいと思う。条文の内容、特にその形式についてであるが、まず、龍ヶ崎市を見てみると、自治体の憲法という位置づけの下に条例があるのは当たり前だということで、それに関する内容というのは、この条文の中には規定されていない。対して、一般的には「委任」というが、表の中だと喜多方市がそうであるが、個別の条例、ここでは情報公開条例に細かなことは定めるということで、それを明記している。つまりは、自治基本条例と他の条例との関係を、書くのかどうかということである。

委員： 喜多方市の条文の様な形ではない方がいいと思う。

委員： 龍ヶ崎市の例では、「情報共有」という項目になっているが、内容としては「情報公開」ありきで、「情報提供」、「情報共有」となっている。こういう形であれば、「情報共有」の中に「情報公開」を含めた形でいいと思う。

委員： 利根町にもすでに情報公開条例があるが、本来は自治基本条例が先に立つということであれば、他の条例を照会するというよりは、龍ヶ崎市の様な表現が望ましいという印象を持った。

加藤： 自治基本条例には「最高法規性」という項目も規定されることが多く、今後検討されることになると思うが、それがしっかりと自治基本条例の中に明記されるのであれば、喜多方市の様に一つ一つ委任について規定する必要はないと思う。

飯塚： 「情報公開」となると、今現存するものを開示していくことになるのかなと思う。「情報提供」というには、あるものを開示することも含めて、その他に、今現在知り得た情報も一つとして含まれるのかなと思う。例えば、気象情報や避難

情報の提供等が「情報提供」に当たるのかなと思った。それを考えると、「情報公開」というのを特別に押し出すのではなく、「情報共有」の中に含めるべきだと思う。委任に関しては、特別書く必要はないと思う。

委員長： ここまでの意見をまとめさせていただくと、龍ヶ崎市の条文の様な形でよいということになると思う。文言に関しては、事務局に一任するという事によろしいだろうか。

(一同了承)

#### 4 個人情報の保護について

(事務局より「資料5：利根町個人情報保護条例」，「資料6：自治基本条例／個人情報保護条例 他市町村比較表」に基づき説明)

委員： 個人情報保護条例の中に要配慮個人情報というのがありますが、実際に利根町で、こういった個人情報が漏洩してしまい問題となったことはあるのか。

飯塚： 記憶している限りでは、ないと思う。

委員： 例えば不動産業者等が、ある土地の所有者を教えてほしいと役場に来た場合、どのような対応になるのか。

飯塚： 不動産情報に関しては、場所が特定されていれば、法務局で取得できる情報がある。以前、個人情報保護審査委員会の委員に相談した際には、個人から集めた情報ではなく、法務局で取得できる情報と類似した情報を町が保有している場合、それを開示しても問題はないだろうとの回答をいただいている。ただし、実際に、例えば税務課に行き、土地の所有者の情報を教えてほしいと行って、情報を出してもらえるかは分からない。

委員： 個人情報であっても、本人の承諾を得れば、開示してもよいという記憶もあるが。

委員長： プライバシー権とは、法学的には個人の情報の開示を選択し得る権利と定められている。町の条例でどのように定められているかは分からないが、原則的には、委員のおっしゃるとおりである。

飯塚： 例えば名簿である。この委員会を含め、町の各審議会等ごとに、委員名簿について開示してもいいのか、開示するならばどこまで開示してもいいのか、といったことについて了解を得た上でやっていると思う。

委員長： 付け加えると、議事録もそうである。発言をすべて公開するのか、要点だけか、発言者の氏名まで公開するのか、そういった承諾を取ることは多い。

委員長： 基本的には個人情報保護条例というのが利根町にもあるが、情報公開条例と同様に、自治基本条例の趣旨に基づいて、今後は調整されることになるかと思う。この「個人情報の保護」については、条文の内容としては、特に問題はないように思えるが、何か意見等のある方はいるか。

加藤： 他の自治体の例を見ても、個人情報をしっかりと保護し、必要な措置を講じて



適切に管理するという内容で、大差はなく、問題はないと思う。あえて言うのであれば、「情報共有」と同じく、委任については特に書く必要はないと思う。

飯塚： 龍ヶ崎市の条文の様な「努めなければならない」というのは、個人情報の保護としては、弱い表現だと思う。東海村の「適切に管理します」といった表現の方がいいと思う。

委員長： 努力義務というよりは、必須、必ずということで規定した方がいいとの意見である。このことについて、異論のある方はいるか。

(異議なし)

委員長： では、この条文についても、文言は事務局に一任したいと思う。

## 6 その他

委員： 先日、茨城県の防災大学に参加した際の講義の中で、防災計画の策定について、「①魂を入れる（心，仲間づくり），②仏を作る（形，計画・物の確保），③仏を磨く（継続，訓練・見直し）」という話があった。以前、仏を作って魂入れずでは残念なことになるということを使った記憶があるが、この話によれば、一番初めに魂を入れるのだという。なので、委員それぞれが伝道師になるということを再確認する意味で、私たちは、ここで議論するだけではなく、広く町民と仲間づくりをするために努力する必要があるのではないかと思った。また、その結果として自治基本条例が出来上がるのではと思った。他の先進的な自治体の例を見ても、検討委員会の議論と並行して、町民を巻き込んだ色々な取り組みをやっているのだから、利根町もやってみる価値はあるのではと思う。

委員長： 次回については、「最高法規性」について議論したいと考えている。また、時間があれば、「参加」ないしは「協働」というところまで議論できればと思う。

## 7 閉会

以上